



訪問介護職員等 就労奨励金 チェックリスト

✓ 支給対象になるかをチェック！

「いいえ」にチェックが1つでもある場合は支給対象外となります

チェック項目	はい	いいえ
令和7年4月1日以降に市内の訪問介護事業所に介護職員として新たに就職した（登録ヘルパーを含む） 勤務開始日→令和 年 月 日	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
1週間に12時間以上勤務している→週平均（ ）時間	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
訪問介護等に従事するために必要な資格を保有、または研修を完了している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
役員・管理者・施設長ではない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
過去1年以内に市内の介護事業所等で勤務していない 過去1年間の就労状況（ ）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
現在も就労している（退職していない・休職中でない）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
現在就労している事業所で2年以上勤務する意思がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
本人および同一世帯員に市税の滞納がない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
過去に「まいづる福祉人材未来プロジェクト」の転入奨励金、復職奨励金、訪問介護職員等就労奨励金を受給したことがない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
申請受付期限内の申請である（勤務開始日から3ヶ月以内。ただし勤務開始日が令和7年4月～12月の場合は令和8年3月31日が申請受付期限）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

✓ 申請書類をチェック！

書類がそろっていないと受付することができません。期限に余裕をもってご申請ください。郵送の場合は舞鶴市役所に書類が到達した日が受付日（＝申請日）となります。

- 交付申請書（様式第1号）
- 誓約書兼同意書（様式第2号）
- 就労証明書（様式第3号）
- 振込口座申出書
- 資格・研修修了を証明する書類の写し
- 世帯全員の市税の納税証明書
（滞納がないことの証明。舞鶴市に初めて転入したなど、舞鶴市で課税されたことがない人は不要）
- 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）
※郵送の場合は写し（マイナンバーカードの場合は顔写真のある面のみコピー）

様式第1号から第3号は舞鶴市ホームページからダウンロードできます。市役所窓口でも配付しています

舞鶴市
ホーム→
ページ

